



平成18年5月9日

各位

会社名 株式会社ムトウ
代表者名 取締役社長 西田 溥
本社所在地 浜松市佐藤二丁目24番1号
(コード番号 8005 東証一部)
広報責任者 取締役経営企画部長 長田隆利
問合せ先 経営企画部広報担当 鈴木孝幸
(TEL 053-464-1114)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、定款の一部変更に関して、平成18年6月20日開催予定の第65期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更に係わる日程

定時株主総会開催予定日	平成18年6月20日(火)
変更定款の効力発生日	平成18年6月20日(火)

2. 変更の趣旨

- (1) 事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えて、現行定款第2条に新たに事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社は、平成18年4月28日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度の廃止を決議いたしました。これに伴い、現行定款第21条及び第29条から退職慰労金に関する文言を削除するものであります。
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)の施行に伴い、所要の変更を行うものであります。

単元未満株式を有する株主の権利を明確にするため、規定を設けるものであります。(変更案第8条)

取締役会の機動的かつ効率的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなす規定を新設するものであります。(変更案第25条)

社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結する旨の規定を追加する(変更案第36条第2項)とともに、現行定款の取締役および監査役の責任軽減規定について所要の変更を行うものであります。(変更案第27条、第36条第1項)

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議に

より可能とする規定に変更するものであります。(変更案第42条)

- (4) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第 6 条に株券の発行の規定を新設するものであります。
- (5) 会社法第326条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるとともに、会計監査人に関する規定を新設するものであります。(変更案第17条、第28条、第 6 章第37条 ~ 第40条)
- (6) 「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号) 第94条第 1 項の規定に従い、株主総会参考書類等を当社のホームページへ開示した場合には、一定事項を除き、書面での提供を省略することができるよう、変更案第14条に株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を新設するものであります。
- (7) 上記(1)から(6)以外の定款変更につきましては、会社法 (平成17年法律第86号) の施行に伴う用語、文言、引用条数及び字句等の変更であります。

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 (省略)	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 (省略) (1)~(7) (省略) (新設) (新設) <u>(8)~(13) (省略)</u> (新設) <u>(14)~(21) (現行どおり)</u> <u>(22) 割賦債権買取業、集金・計算事務代行業、割賦販売斡旋業、金銭の貸付及び信用保証業</u> <u>(23)~(28) (現行どおり)</u>	(目的) 第2条 (現行どおり) (1)~(7) (現行どおり) <u>(8) 繊維原料の販売及び輸出入</u> <u>(9) 廃棄物処理機械の販売及びメンテナンス</u> <u>(10)~(15) (現行どおり)</u> <u>(16) 証券仲介業</u> <u>(17)~(24) (現行どおり)</u> <u>(25) 割賦債権買取業、集金・計算事務代行業、割賦販売業、割賦販売斡旋業、金銭の貸付及び信用保証業</u> <u>(26)~(31) (現行どおり)</u>
(本店の所在地) 第3条 (省略)	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(公告の方法) 第4条 (省略)	(公告の方法) 第4条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、7,890万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、7,890万株とする。
(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条の3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	(削除)
(新設)	(株券の発行) 第6条 当社は株式に係る株券を発行する。
(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 (新設)	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第7条 1. 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。
(単元未満株券の不発行) 第8条 当社は、1単元の株式に満たない株式に係る株券を発行しない。 (新設)	(削除)
	(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主(実質株主含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

現行定款	変更案
<p>(名義書換代理人) 第9条 1. 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人がこれを取扱う。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第9条 1. 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程) 第10条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事項は、<u>取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(基準日) 第11条 1. 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、<u>その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2. <u>前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会 (総会招集の時期) 第12条 (省略) (新設)</p>	<p>第3章 株主総会 (総会招集の時期) 第11条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日) 第12条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(総会の招集権者及び議長) 第13条 (省略) (新設)</p>	<p>(総会の招集権者及び議長) 第13条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対してその情報を提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(決議の方法) 第14条 1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>(決議の方法) 第15条 1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、代理人は、総会ごとに委任状を当会社に差出さなければならぬ。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (新設)</p> <p>(員数) 第16条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第17条 1. 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第19条 当社は、取締役会の決議により代表取締役を定める。</p> <p>(役付取締役) 第20条 当社は、取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選任することができる。</p> <p>(報酬) 第21条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会規程) 第23条 (省略)</p>	<p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会ごとに委任状を当会社に差出さなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第17条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(員数) 第18条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第19条 1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>(報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程) 第26条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(責任免除) 第 24 条 当社は、<u>商法第 266 条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役の責任につき、取締役が職務を行うにあたり善意にして重大なる過失がない場合には、取締役会の決議をもって商法第 266 条第 12 項、第 17 項及び第 18 項に規定する限度額の範囲内で賠償の責めに任ずべき額を免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (新 設)</p> <p>(員 数) 第 25 条 (省 略)</p> <p>(選任方法) 第 26 条 1. 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u> 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任 期) 第 27 条 1. 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 28 条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(報酬) 第 29 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、<u>株主総会において定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 30 条 (省 略)</p> <p>(監査役会規程) 第 31 条 (省 略)</p> <p>(責任免除) 第 32 条 当社は、<u>監査役の責任につき、当該監査役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議をもって、商法第 280 条第 1 項の準用規定に基づき、商法第 266 条第 18 項によって読み替えて適用される同条第 12 項において規定する限度額の範囲内で賠償の責めに任ずべき額を免除することができる。</u> (新 設)</p>	<p>(責任免除) 第 27 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置) 第 28 条 <u>当社は監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>(員 数) 第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 30 条 1. 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期) 第 31 条 1. 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 32 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(報酬等) 第 33 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 34 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規程) 第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(責任免除) 第 36 条 1. 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第34条 当社の利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者にこれを支払う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、商法第293条の5に定める金銭の分配(以下「中間配当」という。)をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 利益配当金又は中間配当金が支払確定の日から満3年を経過しても受領のない場合は、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p>第37条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>(<u>選任方法</u>)</p> <p>第38条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(<u>任期</u>)</p> <p>第39条 1. <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p>第40条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(<u>事業年度</u>)</p> <p>第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第43条 1. <u>当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p>第44条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

以上